

演劇 × 著作権 × 法律

劇作家協会が
著作権の「寄贈」を受け付けてはどうか？弁護士（日本・ニューヨーク州）／日本大学芸術学部 客員教授
HP: <http://www.kottolaw.com>
Twitter: @fukuikensaku

いま、劇作家協会は「政治的アピール」の是非で揺れている。「劇作家協会は、どこまで『政治的』であり得るのか。あるべきなのか」は極めて重要な問題だし、自分もずっと関心も持ってきた。が、今日はこの点ではなく、全く別な角度から「協会の仕事」を考えたい。

日本脚本家連盟（注1）という団体はご存じだろう。通称「日脚連」。同じ脚本でも、主に放送作家の方々の団体で、劇作家協会よりずっと老舗である。自分も「日本脚本アカイブズ」（注2）という団体の理事を務めている関係で、こちらの方々

とのお付き合いもある。この日脚連、主な業務に「著作権の管理」がある。作家たちから脚本の著作権の信託を受けて、いわば著作権の管理を代行するのである。現在、2200名以上の生前・物故作家の作品委託を受けて、二次利用を許可したり、再放送の使用料を徴収したりして、これを作家やそのご遺族に分配している。JASRACには及びもつかないにせよ、メディアの世界では影響力の大きい団体だ。当然海外にも同種団体はある。

また、例えば米国だと「サミュエル・フレンチ」といった戯曲管理の専門会社がある。ホームページも充実していて、アマチュアや学校上演を含めて上演許可の窓口をやり、使用料を徴収して作家たちに分配する。そのオンラインカタログは極めて充実しており、ジャンル、テキスト、キャスト数や上演時間を指定した検索などももちろんできる。台本注文も上演申請もとても手軽だ。もちろん、作品の上演機会も増えるし戯曲のレパートリー化も進みやすい。

上がってしまっ。ご家族に立会人署名してもらおうと更に良いが、マストではない。寄贈書原本を協会に送っていただき、受諾印を押したコピーを本人には返送する。協会は原本を保管し、作品をデータベースに登録して著作権者になる。

どうだろうか。著作権の管理委託を受けているだけだと負担も大きい。自ら著作権者になるならかえって手続も負担も軽減できる。文化庁などの手続も原則として行わない。まずは第一歩として、考えても良いのではないだろうか。あわせて、もし作品自体をテキストファイルで提供できる方なら、全戯曲をオンライン電子図書館「青空文庫」で電子公開しても良い。これは一般の方の利用を全て無償で許すことが条件だが、その代わり管理コストも何もかからない。作品を散逸から守るには、おそらく一番手軽で安価な方法だ。もちろん、生前の寄贈に抵抗のある作家の方は「遺言書」バージョンも検討しても良い。万一ドル箱の戯曲の場合、贈与税などの税務検討もおこなっ。

定的に存続しているので、権利の散逸や作品の忘却を防げる。旧作のデータベース化や権利管理を担いたいというボランティアスタッフが、募っても良いかもしれない。例えば、まずは簡易な「エントリー相談」を始めてはどうか。簡単なQ&A用紙を用意して、作品のデータや権利の状況を答えてもらう。権利トラブルのありそうな作品は、恐縮ながらご遠慮いただく。（寄贈は、受け取る側の協会の同意がないと成立しないのだ。）事前相談でご本人の意思が固まれば、統一の寄贈書用紙をお渡しする。といつても1枚紙で、著作権のことにしか触れない。文面はシンプルだ。「私は、下記の私の著作物の単独の著作権者ですが、本日これを日本劇作家協会に寄贈します。」云々。日付と署名捺印。これで完成だ。「遺言」の形でおこなうこともできるが、「遺留分」や「検認」など少しだけ手間が多い。大事な注意点は、「作家側は作品管理について何も条件を付けないこと」。作品ごとに個別に条件があったりすると、とたんに管理コスト

を呼びかけてはどうか。著作権は、死後は相続される。遺言書を書くことがまれな日本の場合、これはほぼ相続人全員の共有になるが、権利関係が複雑化したり不明になったりしやすいことは以前も書いた。まして、しっかりした承継人のいない劇作家の方だと、すぐに権利者不明の「オーファン・ワークス」になる恐れは大きい。そうなれば権利者の許可は受けられないので、上演の企画や、電子出版・オーディオブック化などの「デジタルアーカイブ」プロジェクトは進まない。つまり、作品は忘却されてしまうのだ。

現在、高齢のクリエイターやご遺族からの著作権管理や財団作りといったご相談は増加している。だが、そのために弁護士を雇える方は限定的だろう。単に文書で「著作権を劇作家協会に寄贈する」と宣言するだけなら、贈る方も簡単だし、協会側も分配などの負担がなく著作権者になるだけだから、普通は負担は限定的だ。上演許可などを協会ですすようになれば、多くはなくても、多少の収入源にもなるかもしれない。協会なら安

こうした著作権管理、劇作家協会でも設立当初から「やりたいね」という話があった。なにせ初期には「本格的職能ギルドの誕生」を標榜していたのだ。坂手さんやオリザさんとそんな話をしたこともあった。が、25年間やっていない。無理もない。事務局はそうでなくとも超人手不足だ。こうした著作権管理は軌道に乗れば収入源になるが、立ち上げ時の手間や分配管理は全く楽ではないのだ。

ではだ。まずは手をつけやすい所で、ご自身の没後の作品のゆくえに不安のある会員の方に、「生前に著作権を協会に寄贈すること」

国内では文化の「デジタルアーカイブ」の整備がよいよ本格的化しているが、舞台戯曲はハッキリ言っかってかなりこの流れに遅れている。古い戯曲の収集保存や権利把握の状況は、他ジャンルに比べてまあ絶望的に遅いと言って良いだろう。

まずは話のネタで無責任に書いてみたものの、これは結構、協会がやるべき事業だと思っがどうだろうか。

（注1）協同組合日本脚本家連盟
<http://www.writersguild.or.jp>
（注2）一般社団法人日本脚本アカイブズ推進コンソーシアム
<https://www.nkac.jp>

最近の法務サポート作品

福井健策氏は舞台芸術の法務サポートも行っています。

- 3月6日(火)ー4月1日(日)
『そして僕は途方に暮れる』
Bunkamuraシアターコクーン
- 3月25日(日)ー5月7日(月)
ミュージカル『メリー・ポピンズ』
東急シアターオーブ
- 4月14日(土)ー5月6日(日)
『バリターク』
KAAT神奈川芸術劇場×世田谷パブリックシアター

サミュエル・フレンチのHP
Samuel French, Inc.
<http://www.samuel french.com>